

最低工賃の廃止決定に関する公示

秋田労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、秋田県通信機器用部分品製造業最低工賃（平成18年秋田労働局最低工賃公示第1号）を令和8年3月31日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和8年2月20日

秋田労働局長 山本 博之